

年末年始の特定原産地証明書発給事務のご案内  
(東京事務所からのご案内)

2019年11月21日  
日本商工会議所 東京事務所

東京事務所のEPA特定原産地証明書(日メキシコ・日マレーシア・日チリ・日タイ・日インドネシア・日ブルネイ・日アセアン・日フィリピン・日スイス・日ベトナム・日インド・日ペルー・日オーストラリア、日モンゴル)に関わる年末・年始の業務は以下の通りとなりますのでお知らせいたします。

<年内に特定原産地証明書の交付が必要な場合>

12月25日(水)： 発給申請受付最終日

年内に特定原産地証明書の交付(※)が必要な場合は、上記の期日までに、発給申請を行ってください。ただし、ご申請いただいた内容に不備があった場合等には、年内の発給ができないことがございます。

年内の特定原産地証明書の交付に伴う判定申請については、混雑が想定されます。時間に十分な余裕をもって申請くださいますようお願いいたします。

また、受付最終日を過ぎた申請につきましては、明年1月6日(月)以降の証明書交付となりますので、予めご了承ください。

(※) 郵送での証明書交付の場合

当事務所からの発送タイミングは、以下の通りとなります。

- 事前振込** システムの「事前振込連絡」メニュー入力+手数料入金確認後
- クレジット決済** システムの「クレジット決済」メニュー入力後
- 後日払い** システムの「後日請求郵送依頼」メニュー入力後

年末は郵便事情の悪化も予想されますので、時間に十分な余裕を持ってご申請ください。

なお、発送後の配送状況については当方では回答いたしかねますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

12月27日(金)	16:30まで	年内の交付業務
12月28日(土)	～ 1月5日(日)	お休み
1月6日(月)	9:00から	通常業務

<発給システム停止期間>

2019年12月28日(土)から2020年1月5日(日)までの間、発給システムを停止いたします。

※停止期間中、発給システムにはアクセスできません。予めご了承ください。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 東京事務所  
電話：03-3283-7771